

海上自衛隊訓令第52号

航路啓開業務に関する訓令を次のように定める。

昭和33年12月23日

防衛庁長官 左藤 義詮

航路啓開業務に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第84条の2に規定する海上自衛隊の海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理に関する業務（以下「航路啓開業務」という。）の実施について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、「掃海業務」とは、掃海及び試航の方法によって、海上における機雷の危険性を排除し、及び機雷の危険性が存在しないことを確認する業務をいい、「爆発物処理業務」とは、航路啓開業

務のうち掃海業務を除く業務をいう。

(航路啓開業務の担任)

第3条 航路啓開業務は、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条に規定する年度業務計画に従い、次の各号により実施する。

(1) 地方総監は、相当する警備区域における爆発物処理業務を実施する。

(2) 地方総監及び掃海隊群司令は、掃海業務を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、海上自衛隊の艦船及び航空機は、海上において機雷その他の爆発性の危険物を発見した場合には、これを除去し、若しくは処理するか、又はその場所を警備区域とする地方総監に報告し、若しくは通報する等の必要な措置をとらなければならない。

(艦船及び航空機の運用)

第4条 統合幕僚長は、航路啓開業務実施上特に必要があると認める場合には、必要な艦船及び航空機を、一

時地方隊又は掃海隊群に派遣し、派遣先の地方総監又は掃海隊群司令の指揮を受けさせることができる。

- 2 前項の場合において、統合幕僚長は、速やかに防衛大臣にその旨を報告しなければならない。

第5条 削除

(掃海実施命令)

第6条 防衛大臣は、特に必要と認めた場合は、掃海を実施する海域その他必要な事項を定め、その実施を命ずる。

(災害防止等の措置)

第7条 地方総監は、地方隊及び掃海隊群の行う航路啓開業務に関し、災害の発生を防止し、その円滑な実施を図るために、あらかじめ次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 航路啓開業務実施中の海域に、一般の船舶、住民等を接近させないようにする必要がある場合の警告、勧告又は警戒についての部外との連絡
- (2) 作業海面における障害物及び魚網等の調査並びに

これらの撤去に関する部外との連絡調整

第8条 爆発性の危険物の除去及び処理の実施にあつては、別に定めるところにより、災害の防止に関する万全の措置をとらなければならない。

第9条 削除

(報告)

第10条 地方総監及び掃海隊群司令は、各掃海実施海域における掃海業務が完了した場合には、速やかにその旨を統合幕僚長に報告するものとする。

2 統合幕僚長は、前項の報告を受けたときは、その旨を防衛大臣に報告するものとする。

第11条 統合幕僚長は、毎会計年度における、航路啓開業務に関する報告をとりまとめ、遅滞なく防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第12条 この訓令に定めるもののほか、航路啓開業務の実施の細部に関しては、統合幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和33年12月23日から施行する。
- 2 航路啓開業務に関する訓令（昭和29年海上自衛隊訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和36年2月15日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和36年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、昭和52年4月15日から施行し、昭和53年以降の年度を対象として作成する防衛諸計画から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年防衛庁訓令第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成 19 年防衛庁訓令第 1 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年防衛省訓令第 32 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 航路啓開業務に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「（昭和 52 年防衛庁訓令第 8 号）第 14 条」を「（平成 27 年防衛省訓令第 32 号）第 3 条」に改める。